

基 発 0331 第 5 号  
平成 23 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長  
(公印省略)

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令及び労働  
保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令の制定につい  
て

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令（平成 23 年  
政令第 75 号）及び労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する  
省令（平成 23 年厚生労働省令第 43 号）については、本日、別添 1 及び 2 のとおり公  
布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

その内容は下記のとおりであるので、貴下職員へ周知するとともに、実施に当たっ  
ては遺漏なきよう取り扱われたい。

#### 記

#### 1 報奨金制度の見直しについて

##### (1) 労働保険料に係る報奨金の定率部分の算定に用いる率の引下げについて

労働保険料に係る報奨金の定率部分の算定に用いる率を、改正前の 100 分の  
2.5 から、100 分の 2 に引き下げることとしたこと。

##### (2) 労働保険料に係る報奨金の額の上限について

労働保険料に係る報奨金の額について、1,000 万円を上限とすることとしたこ  
と。なお、本措置については経過措置（下記 2 参照）が設けられていることに留  
意すること。

##### (3) 労働者数が 16 人以上の事業に係る特例措置の廃止について

報奨金の額の算定の基準となる前年度に使用した労働者数が 16 人以上の事業  
のうち、当該前年度の直前の過去 3 年度のいずれかの年度において労働者数が  
15 人以下であった事業については、特例措置として報奨金の額の算定の対象と  
していたところであるが、当該特例措置を廃止することとしたこと。

## 2 経過措置について

上記1(2)の報奨金の額の上限について、平成23年度においては3,000万円、平成24年度においては2,000万円を上限とする経過措置を設けたこと。

## 3 改正後の法令の適用について

改正後の労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和48年政令第195号)については、平成23年4月1日以後交付する報奨金について適用することとしたこと。

## 4 その他

平成23年度以降の報奨金の交付に当たっての具体的な事務処理など詳細については、別途通知することとする。

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年三月三十一日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第七十五号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）第二十三条（右掲による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和四十八年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「次に掲げる」を「常時十五人以下の労働者を使用する」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項第一号中「次に掲げる」を「前年度に常時十五人以下の労働者を使用する」に改め、同号イ及びロを削る。

第二条を次のように改める。

（報奨金の額）

第二条 労働保険料に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、千万円又は常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付した前年度の労働保険料（督促を受けて納付した労働保険料を除く。）の額（その額が確定保険料の額を超えるときは、当該確定保険料の額）に百分の二を乗じて得た額に厚生労働省令で定める額を加えた額のいずれか低い額以内とする。

2 一般拠出金に係る報奨金の額は、労働保険事務組合ごとに、前年度に常時十五人以下の労働者を使用する事業の事業主の委託を受けて納付したその年度の一般拠出金（督促を受けて納付した一般拠出金を除く。）の額（その額が一般拠出金の確定額を超えるときは、当該一般拠出金の確定額）に百分の三・五を乗じて得た額以内とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（以下「新令」という。）第一条及び第二条の規定は、この政令の施行の日以後交付する新令第一条第一項に規定する労働保険料に係る報奨金及び同条第二項に規定する一般拠出金に係る報奨金について適用する。

2 平成二十三年度における新令第二条第一項の規定の適用については、同項中「千万円」とあるのは、「三千万円」とする。

3 平成二十四年度における新令第二条第一項の規定の適用については、同項中「千万円」とあるのは、「二千万円」とする。

厚生労働大臣 細川 律夫  
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第四十三号

労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第七十五号)の施行に伴い、並びに労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令(昭和四十八年政令第九十五号)第二条及び第三条の規定に基づき、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣 細川 律夫

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令(昭和四十八年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

第二条中第一項第八号、第二項及び第三項第六号を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。